

自己資本の構成に関する開示事項
(2022年6月末連結自己資本比率)

(別紙様式第五号)

(単位：百万円、%)

CC1：自己資本の構成（銀行連結）				
国際様式の 該当番号	項目	イ	ロ	ハ
		当四半期末 (2022年6月末)	前四半期末 (2022年3月末)	別紙様式第十四 号 (CC2) の参 照項目
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
1a+2-1c-26	普通株式に係る株主資本の額	483,919	475,307	
1a	うち、資本金及び資本剰余金の額	78,234	78,234	(5)+(6)
2	うち、利益剰余金の額	413,037	407,300	(7)
1c	うち、自己株式の額 (△)	7,352	7,352	(8)
26	うち、社外流出予定額 (△)	—	2,874	
	うち、上記以外に該当するものの額	—	—	
1b	普通株式に係る新株予約権の額	—	—	
3	その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額	23,707	51,074	(9)+(10)+(11)+(12)
5	普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—	
6	普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)	507,626	526,381	
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
8+9	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	6,110	6,419	
8	うち、のれんに係るものの額	—	—	
9	うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外のものの額	6,110	6,419	(1)
10	繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	(3)
11	繰延ヘッジ損益の額	△ 156	△ 137	(10)
12	適格引当金不足額	22,333	22,474	
13	証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	
14	負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	
15	退職給付に係る資産の額	7,897	7,515	(2)
16	自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	1	1	
17	意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	—	—	
18	少数出資金融機関等の普通株式の額	—	—	
19+20+21	特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	
19	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
20	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
21	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
22	特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	
23	うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額	—	—	
24	うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
25	うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	
27	その他Tier1資本不足額	—	—	
28	普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額 (ロ)	36,187	36,273	
普通株式等Tier1資本				
29	普通株式等Tier1資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	471,439	490,108	

その他Tier1資本に係る基礎項目					
30	31a	その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	—	—	
	31b	その他Tier1資本調達手段に係る新株予約権の額	—	—	
	32	その他Tier1資本調達手段に係る負債の額	—	—	
		特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額	—	—	
34-35	その他Tier1資本に係る調整後非支配株主持分等の額	—	—		
33+35	適格旧Tier1資本調達手段の額のうちその他Tier1資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—		
33	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—		
35	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—		
36	その他Tier1資本に係る基礎項目の額 (二)	—	—		
その他Tier1資本に係る調整項目					
37	自己保有その他Tier1資本調達手段の額	—	—		
38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—		
39	少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—		
40	その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額	—	—		
42	Tier2資本不足額	—	—		
43	その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)	—	—		
その他Tier1資本					
44	その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)	—	—		
Tier1資本					
45	Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)	471,439	490,108		
Tier2資本に係る基礎項目					
46	Tier2資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳		—	—	
	Tier2資本調達手段に係る新株予約権の額		—	—	
	Tier2資本調達手段に係る負債の額		40,000	50,000	(4)
	特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額		—	—	
48-49	Tier2資本に係る調整後非支配株主持分等の額		—	—	
47+49	適格旧Tier2資本調達手段の額のうちTier2資本に係る基礎項目の額に含まれる額		—	—	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	—	—		
49	うち、銀行の連結子法人等（銀行の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額	—	—		
50	一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額		1,157	1,240	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2算入額		1,157	1,240	
50b	うち、適格引当金Tier2算入額		—	—	
51	Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)		41,157	51,240	
Tier2資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier2資本調達手段の額		—	—	
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額		—	—	
54	少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額		—	—	
55	その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額		—	—	
57	Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)		—	—	

Tier2資本					
58	Tier2資本の額（(チ) - (リ)）	(ヌ)	41,157	51,240	
総自己資本					
59	総自己資本の額（(ト) + (ヌ)）	(ル)	512,596	541,348	
リスク・アセット					
60	リスク・アセットの額	(ヲ)	4,244,051	4,362,275	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1比率（(ハ) / (ヲ)）		11.10%	11.23%	
62	Tier1比率（(ト) / (ヲ)）		11.10%	11.23%	
63	総自己資本比率（(ル) / (ヲ)）		12.07%	12.40%	
64	最低連結資本バッファ比率		2.50%	2.50%	
65	うち、資本保全バッファ比率		2.50%	2.50%	
66	うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率		0.00%	0.00%	
67	うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率				
68	連結資本バッファ比率		4.07%	4.40%	
調整項目に係る参考事項					
72	少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額		44,622	44,846	
73	その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額		3,389	3,345	
74	無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		—	—	
75	繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額		10,572	—	
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項					
76	一般貸倒引当金の額		1,810	1,874	
77	一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額		1,157	1,240	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	—	
79	適格引当金に係るTier2資本算入上限額		23,864	24,539	
資本調達手段に係る経過措置に関する事項					
82	適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額		—	—	
83	適格旧Tier1資本調達手段の額から適格旧Tier1資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	—	
84	適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額		—	—	
85	適格旧Tier2資本調達手段の額から適格旧Tier2資本調達手段に係る算入上限額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）		—	—	